

**南富良野町**

第２版

平成28年11月18日

総務課防災安全推進室

TEL　52-2112

FAX　52-2922

**被災者生活支援情報**

平成２８年台風１０号の被害に遭われました皆様の生活支援について、下記のとおりお知らせいたします。

**介護保険料及び後期高齢者医療保険料の災害減免**

　　台風１０号による洪水によって被災された方への支援として、被災された日以後に納期限の到来する平成２８年度分の保険料について、被災状況により減免をいたします。（申請受付期限　平成２９年３月３１日まで（土・日・祝日を除く。））

◆介護保険料

１．居住する住宅又は家財が１０分の３以上の損害を受け、平成２７年中の合計所得金額が１，０００万円以下で、り災証明書が住宅は「半壊」以上、家財は「床上浸水」の方

【減免の割合】

平成２７年中の所得金額や損害の程度により「全部～１／８」

２．農作物の損失額（減収価格－農作物共済金）が平年収入額の１０分の３以上の損害を受け、平成２７年中の合計所得金額が１，０００万円以下の方

【減免の割合】

平成２７年中の所得金額の区分により「全部～２／１０」

　◆後期高齢者医療保険料

１．居住する住宅又は家財が１０分の２以上の損害を受け、平成２７年中の合計所得金額が１，０００万円以下で、り災証明書が住宅は「半壊」以上、家財は「床上浸水」の方

【減免の割合】

平成２７年中の所得金額や損害の程度により「全部～１／８」

２．浸水により本年中見込所得金額が平成２７年中の合計所得金額の１０分の１以上減少し保険料の納付が困難な場合、その減少割合により保険料が減額される場合があります。

※後期高齢者医療保険料の減免については、北海道後期高齢者医療連合会の減免規定に基づいて実施しております。町民税や国民健康保険税・介護保険料の減免内容と一部異なりますので、ご留意願います

詳しくは、保健福祉課介護医療係（0167-52-2211）にお問い合せ願います。

**町税等の災害減免**

　　台風１０号による洪水によって被災された方への支援として、被災された日以後に納期限の到来する平成２８年度分の町税等について、被災状況により減免をいたします。（申請受付期限　平成２９年３月３１日まで（土・日・祝日を除く。））

　◆個人町民税

１．居住する住宅又は家財が１０分の３以上の損害を受け、平成２７年中の合計所得金額が１，０００万円以下で、り災証明書が住宅は「半壊」以上、家財は「床上浸水」の方

【減免の割合】

平成２７年中の所得金額や損害の程度により「全部～１／８」（均等割を除く。）

２．農作物の損失額（減収価格－農作物共済金）が平年収入額の１０分の３以上の損害を受け、平成２７年中の合計所得金額が１，０００万円以下の方

【減免の割合】

　 平成２７年中の所得金額の区分により「全部～２／１０」（均等割を除く）

◆国民健康保険税

１．居住する住宅又は家財が１０分の３以上の損害を受け、平成２７年中の合計所得金額が１，０００万円以下で、り災証明書が住宅は「半壊」以上、家財は「床上浸水」の方

【減免の割合】

平成２７年中の所得金額や損害の程度により「全部～１／８」

２．農作物の損失額（減収価格－農作物共済金）が平年収入額の１０分の３以上の損害を受け、平成２７年中の合計所得金額が１，０００万円以下の方

【減免の割合】

平成２７年中の所得金額の区分により「全部～２／１０」

　◆固定資産税（免税点以上で課税されているもの）

　　○家屋　所有する家屋の１０分の２以上の損害を受け、「り災証明書」が「半壊」以上の場合

　　○土地　農地や宅地の面積の１０分の２以上の損害を受け、土地の状況が流失・埋没・崩壊等で土地を利用できない場合

　　○償却資産　所有する償却資産が価格の１０分の２以上の損害を受けた場合（修理費など）

【減免の割合】

　　　　被災の面積や損害の程度により「全部～４／１０」

詳しくは、総務課税務係（0167-52-2101）にお問い合せ願います。